

令和2年3月吉日

介護事業所の皆様へ

本日、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」が発信されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000605436.pdf>

その問1・問2及びその回答は、当連盟より3月3日に厚生労働省へ提出致しました『緊急要望書』の内容をくみ取って頂いた回答となっております。

※当連盟より発信致しました要望書は下記を参照ください。

<http://kaiziren.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/03/pressririsu0303.pdf>

この第4報の通達によって、現在、新型コロナウイルス感染症において、介護事業所の中で最も影響の大きいデイサービス事業所において、ご利用者の介護サービスの提供、及び事業者の収益確保について、もちろん限定的な側面もありますが、最低限が担保されうる仕組みとなります。

以下に少し長文となりますが、この通達内容について(先に発せられた第2報・第3報を踏まえて)十分な理解をされていない事業所も多いと思いますので、細かく解説を致しました。介護事業者(とりわけ通所介護事業所の運営事業者)は現時点で影響が生じていない方も含めて必読ですので、ご確認ください。

先週末に名古屋市内のデイサービスにおいてご利用者の集団感染が発生致しました。

それを受け、名古屋市より、南区・緑区のデイサービス事業所 126 か所に対して 2 週間の休業要請が発せられました。

そして、この流れは確実に全国的に拡がります。介護事業者の皆さん対岸の火事ではなく、今から出来る準備を進める必要があります。

当然、まず介護サービスが提供されない要介護高齢者のサービスが途切れることが 1 番の心配です。レインバイト機能も止まるので家族が困ります。介護離職にも発展します。そして、事業者の売上がなくなります。職員の給与、施設の家賃等の費用はかかりますから、事業者の経営体力によっては倒産も危惧されます。企業が倒産すれば貸付している銀行の不良債権が増加し地域金融の機能が弱まります。この負の連鎖をなんとしても防がなければなりません。

そのためにはまず、2月24日に厚生労働省より発せられた通達第2報をしっかりと確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601693.pdf>

自治体より休業要請のあったデイサービスは、デイサービスの職員による訪問サービスを提供することによって、デイサービスの報酬算定が可能となります。

「自宅に訪問して何をするの？」「デイサービスのサービス時間と同じサービス時間を訪問してどんなサービスを提供すればよいのか？」「1対多のデイサービスと違い1対1の訪問サービスでは採算が取れない」との誤解をしている方も多いですので、改めてお伝え致します。

通達をよく読み込むと、

「(訪問)サービス提供時間が短時間の場合は、2時間以上3時間未満で算定する。」

と書かれているので、短時間の見守り支援サービスを中心として利用者宅を巡回することによって、スタッフで手分けをすれば登録者を全て回ることも可能です。(もちろん事業所の状況にはなります。)

更には、

「当該利用者に通常提供しているサービスに対応し、1日に複数回の訪問を行い、サービス提供をする場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定出来るものとするが、1日に算定できる報酬は居宅サービス計画に位置づけられた提供時間に相当する報酬を上限とし」

と書かれているので、つまり、元々7時間以上8時間未満のサービス提供であった場合、短時間と2回ないしは朝昼晩と3回訪問すれば、7時間以上8時間未満を算定して良いと言うことが記されています。

理論上は変わらない収入を確保することが出来ます。(もちろん現実には加算算定の有無など自治体判断に委ねられる点や、食事代などの収入はなくなります。)

そしてこれらを実行に移す場合には自治体への確認、担当ケアマネジャーと利用者本人・家族との調整、訪問サービス内容の検討、記録方法のあり方、訪問移動手段の確保など検討すべきことが多数あります。

(だからこそ、今後同様の事態が生じる可能性のあるエリアでは早めに準備が必要となります。)

とはいって、訪問経験のないデイサービス職員が訪問を行うことには様々な困難もあることだと思います。全国介護事業者連盟としては、これらの実行事例を収集して、皆さんに対応できるように、都度、情報発信を行ってまいります。

デイサービスを運営している皆様は、絶対に安易に全面的な休業はしないようにしてください。要介護高齢者、家族が困ります。地域経済の崩壊にも繋がります。

そして、事態は長期化していく可能性が大いにあります。一度休業したら長期化した後の再開は困難を極めます。行き場を失ったご利用者は他のサービスを利用します。施設に入居される方も出てくると思います。職員も休職が続ければ他社に移る可能性もあります。再開の目処がたたなくなります。

そして、これに続いて2月28日に第3報が発せられ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601692.pdf>

問3において

「第2報で示された取扱は、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合における取扱いとして示されたが、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから介護サービス事業所等が自主的に休業した場合も、同様の取扱いが可能か。」

(答)可能である。

とされているので、**事業者判断による休業を行った場合にも同様の対応が可能であります。**

更に、本日発信された第4報の問1において

「同じく感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせて実施する場合も、同様の取扱いが可能か。」

(答)可能である。

問2において

「問1の取扱いが可能である場合、事業所におけるサービス提供と居宅への訪問によるサービス提供を組み合わせて実施することにより、人員基準が満たされなくなる場合も考えられるが、そのような場合であっても、減算を適用しなくとも差し支えないか。」

(答)差し支えない。

とされています。

このことによって、すでに休業要請の発生された名古屋市南区・緑区に限らず、昨今の問題により利用者の利用控えにおいて売上が激減している事業所において、通所サービスを希望される方には通所を、通所利用を控えられている方には訪問サービスを提供することが可能となります。

また、今後の感染拡大を防止する観点から自ら休業する場合にも、どうしてもデイサービスの利用が必要な方がいらっしゃる場合にはその方は通所サービスを提供し、残る方は訪問サービスに切り替えることも可能となります。

今後益々、介護事業を取り巻く新型コロナウイルス感染症に係る影響は深刻さを増すことが想定されます。

今が最も正念場の時期であります。当連盟としても出来うる限りのサポートを行ってまいります。

ご相談があればいつでもご連絡ください。

一般社団法人全国介護事業者連盟
専務理事 斎藤正行

事務連絡
令和2年3月6日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて（第4報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」を送付いたしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問1 令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」で示された取扱いは、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合に加えて、感染拡大防止の観点から介護サービス事業所（デイサービス等）が自主的に休業した場合も同様の取扱いを可能としているが、同じく感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせて実施する場合も、同様の取扱いが可能か。

(答)

可能である。

問2 問1の取扱いが可能である場合、事業所におけるサービス提供と居宅への訪問によるサービス提供を組み合わせて実施することにより、人員基準が満たされなくなる場合も考えられるが、そのような場合であっても、減算を適用しなくとも差し支えないか。

(答)

差し支えない。

厚生労働省
老健局長 大島一博 様

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いに対する追加要望書

令和2年3月3日
一般社団法人全国介護事業者連盟
専務理事 斎藤正行



新型コロナウイルス感染症の拡大に対して貴局より日ごとに現場の実情を踏まえた追加対策を発信して頂いていることに感謝申し上げます。当連盟におきましても、介護サービス事業所への情報伝達に注力するとともに、国民生活の安全を守るために社会インフラたる介護サービスを途切れることなく実施できる体制整備に最大限協力してまいり所存です。

さて、介護サービス事業者が感染症の拡大を防止するための活動に注力するためには、今後の感染拡大による介護サービス事業所への影響に対する備えも万全を期する必要があります。

令和2年2月28日に北海道では『緊急事態宣言』が発信をされました。これを受けて、特定多数の利用者受入れを行う通所系サービスや短期入所サービスにおいて、サービス予約キャンセルの申し入れが殺到している状況にあるとの報告が多数上がってきており、中小事業者を中心とした介護事業者の事業の継続性が危ぶまれており、引いては、地域金融機関の不良債権の増大、地域経済の影響へと連鎖的に繋がることも想定されます。同様の事態が全国各地でも生じ始めており、今後は都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）より休業要請が発せられることも視野に入れる必要があると認識しています。更には他の介護サービスにおいてもウイルス感染に伴う影響により職員確保が困難な状況が加速される可能性も考慮しなければならないと考えています。

上記のような事態を想定した場合には、緊急事態であるとの認識にたち、地域の介護事業及びサービス事業所間が緊密な連携を図り要介護高齢者への介護サービスを途切れさせないことを最優先に考えていくと同時に、各介護事業者の事業の継続性を図るために、以下の事項を「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」へ追記頂くことを要望致します。

◆要望事項

①令和2年2月24日に発せられた「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」同28日に発せられた「第3報 問3に対する回答」に定められた取扱いを都道府県等からの休業要請及び自主的な休業の場合のみならず、著しい利用者の利用控えが生じた際にも適用範囲を拡大されることを切に願います。

※なおその場合には、例えば通所サービスを利用している方へのサービス提供と、通所サービスを控え

※なおその場合には、例えば通所サービスを利用している方へのサービス提供と、通所サービスを控えた利用者に対する訪問サービスの提供を可能とし、通所サービスにおける人員基準については人員基準が満たされていなことを認めるなどの緩和措置が必要であります。

②同じく、上記①に関する取扱いの介護サービス区分が「通所系サービスの場合」との表記となっており、短期入所サービスや小規模多機能型居宅介護などの取扱い基準が不明瞭であることから、想定されるサービス区分全てに拡大されることを切に願います。

※なおその場合における各種サービス単価や時間区分の取り決めを検討する必要があります。例えば一律、通所サービスと同等のルールとする等の公平性の担保も必要になると考えます。

③具体的な取扱いにおける参考として示された「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて 2. サービス種別（1）訪問介護②その他」に定められた取扱いをサービス区分全てに拡大されることを願います。

※なおその場合における各サービス提供の人員配置における資格要件について緩和を検討して頂きたい。

④同じく、上記③に関する取扱いについて、同一法人内だけでの対応に限定せず、法人間での在籍出向（本人及び事前の事業者間での同意に基づく）に関する人員体制の変更の届出についても事後的な報告を認めて頂くなど柔軟なルールを定めて頂くことを願います。

※③④の実行可能な体制を整備頂くことで、感染拡大とともに、万が一に介護事業所で感染者が発生した場合などにも、特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、それぞれのサービス事業を提供している法人が、法人の垣根を超えて地域で介護インフラを支える環境整備が可能となります。

⑤上記①～④の実施に際して、ルールを悪用し不当な収益確保に対する防止策の検討も考える必要があると考えます。

これらの要望事項はすでに発せられている取扱いの考え方を準用したものですが、周知徹底が図られ実行できる体制整備が為されれば、新型コロナウィルス感染症が拡大された場合でも、あらゆる地域の各介護サービス事業所間の団結と連携により、介護サービスの継続が担保されることとなります。

以上

事務連絡
令和2年2月24日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
振興課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて (第2報)

今般、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年2月17日）が公表されたところです。今後、介護サービス事業所等（通所、短期入所等に限る。以下、同じ。）において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されます。

この場合について、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願ひいたします。

具体的な取扱いについては、「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」（令和元年10月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）における取扱いの考え方を参考にしていただきますようよろしくお願ひいたします。

また、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）における取り扱いを踏まえ、介護サービス事業所等について、都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）からの休業の要請を受けて休業している場合においても、都道府県等と相談し、また、利用者等の意向を確認した上で、「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」における取扱いの考え方を参考に、別紙1「都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合における取扱いについて」のとおり、実際に提供したサービスについて、相応の介護報酬の算定が可能です。

都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合における取扱いについて

1. 休業となった事業所と異なる事業所、公民館等の場所を使用して、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合

算定方法

通常提供しているサービス費と同様に、サービス提供時間等に応じ介護報酬を算定すること

2. 居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合

算定方法（通所系サービスの場合）

提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定する。

ただし、サービス提供時間が短時間（通所介護であれば2時間未満、通所リハであれば1時間未満）の場合は、それぞれのサービスの最短時間の報酬区分（通所介護であれば2時間以上3時間未満、通所リハであれば1時間以上2時間未満の報酬区分）で算定する。

なお、当該利用者に通常提供しているサービスに対応し、1日に複数回の訪問を行い、サービスを提供する場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できるものとするが、1日に算定できる報酬は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限とし、その場合は、居宅介護サービス計画書に位置付けられた提供時間に応じた報酬区分で算定する。

※ なお、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとする。ただし、その他新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に算定基準を満たすことができなくなる場合等については、「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」における取扱いに準じることに留意されたい。

事務連絡
令和2年2月28日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて（第3報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。以下「第2報」という。）でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」を送付いたしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問3 第2報で示された取扱は、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合における取扱いとして示されたが、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから介護サービス事業所等が自主的に休業した場合も、同様の取扱いが可能か。

(答)

可能である。

事務連絡
令和元年10月15日

都道府県

各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号に伴う災害における
介護報酬等の取扱いについて

今般の令和元年台風第19号に伴う災害について、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、介護報酬等の取扱いについて、下記のとおり整理することといたしました。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、事業所等が被災したことにより、一時的に指定等に係る基準（以下「指定等基準」という。）、介護報酬の基本サービス費や加算の算定要件を満たすことができなくなる場合等がありますが、以下に示すものは例示であり、その他の柔軟な取扱いを妨げるものではないことを申し添えます。

記

1. 各サービス共通事項

(1) 新たに介護が必要になった場合の要介護認定の取扱い

被災等により他の市町村に避難した者について、新たに介護が必要となった場合は、避難先の市町村において要介護認定の事務を代行し、事後的に避難元の市町村に報告する等の柔軟な取扱いとしても差し支えない。

その際、認定の重複を避けるため、可能な範囲であらかじめ避難前の市町村と連絡をとる等、適切な対応を図られたい。

2. サービス種別

(1) 訪問介護

① 特定事業所加算

⑦ 特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告について、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。

⑧ 今般の被災等により、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ、サービス提供回数の増等を行った事業所については、特定事業所加算の有資格者等の割合や重度要介護者等の割合の計算及び配置すべきサービス提供責任者の員数の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出してもよい。

② その他

今般の被災等により、訪問介護等に従事する介護職員が不足した場合、例えば、一時的に通所介護事業所の職員（介護職員初任者研修修了者）を代わりに従事させるとときは、通常、介護保険法第75条等に規定する届出を行う必要があるが、緊急性の高さに鑑み、届出時期の猶予等の柔軟な運用を図り、被災者等のサービスの確保に努められたい。

なお、平成11年4月20日の全国課長会議において、「運営規程の内容のうち『従業者の職種、員数及び職務の内容』については、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りる」旨の周知を行っており、適宜参照されたい。